

「個人情報保護法」の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2021年8月20日、第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議にて、「中華人民共和国個人情報保護法」（以下、「個人情報保護法」という）が可決・成立し、2021年11月1日から施行されました。

1. 個人情報と個人情報の取り扱い

個人情報保護法第4条によると、個人情報とは、「電子的またはその他の方式で記録された、既に識別され、または識別可能な自然人に関する各種情報であり、匿名化処理後の情報を含まない」と定めています。また、個人情報の取り扱いには、「個人情報の収集、保管、使用、加工、伝達、提供、公開、削除等」が含まれます。

2. 適用範囲

個人情報保護法第3条によると、個人情報保護法を適用する範囲について、中国国内において自然人の個人情報を取り扱う活動だけでなく、中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を取り扱う活動であって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものについても、適用すると定めています。

- (1) 国内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的とするもの
- (2) 国内の自然人の行為を分析し、評価するもの
- (3) 法律、行政法規の定めるその他の事由

つまり、個人情報保護法は域外適用されることを明確に示しています。

なお、一つ目の、「中国国内において自然人の個人情報を取り扱う活動」における「自然人」とは、中国国内の居住者に限らず、非居住者も対象に含まれます。また、中国公民に限らず、外国籍の自然人も対象に含まれるという点について注意する必要があります。なお、二つ目の、「中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を取り扱う活動」における「自然人」とは、中国国内の居住者である必要がありますが、必ずしも中国公民である必要はありません。

3. 個人情報の収集は取り扱い目的を実現するための最小範囲とする

個人情報保護法第5条では、「個人情報の取り扱いにあたっては、合法、正当、必要および信義誠実の原則を遵守しなければならない」と定めています。また、第6条では、「個人情報の取り扱いにあたっては、明確で、合理的な目的を有しなければならない、かつ、取り扱い目的と直接関係があり、個人の権益に与える影響が最小限となる方法を用いなければならない。個人情報の収集にあたっては、取り扱い目的を実現するための最小範囲に限らなければならない」と定めています。

4. 個人情報の取り扱い規則

(1) 合法的な個人情報取り扱いの前提

個人情報保護法第13条第1項第1号から第7号には、個人情報取り扱いの要件が列記されています。うち、第1号は「個人の同意を取得している場合」であり、第2号から第7号の事由に該当する場合には、個人の同意を取得する必要はない、と同条第2項にて定めら

れています¹。ただし、個人情報主体の同意を取得する場合であっても、同意の取得を必要としない事由がある場合であっても、個人情報取り扱い者が、個人情報を取り扱う前に、目立つ方法、明快かつ分かりやすい言葉で、次の各号に掲げる事項を真実、正確、完全に個人に告知する義務を免除されるものではありません（第 17 条）。

(2) 機微な個人情報の取り扱い

個人情報保護法第 28 条では、「機微な個人情報」について定義が行われ、その具体的な例として、生体認証、宗教・信仰、特定身分、医療・健康、金融口座、移動履歴等の情報、および 14 歳未満の未成年者の個人情報を挙げています。

また、第 29 条および第 30 条では、機微な個人情報の取り扱いについて、(1) 特定の目的および十分な必要性があり、(2) 厳格な保護措置を講じ、(3) 個人の個別の同意を取得した場合に限り、個人情報取り扱い者は、機微な個人情報を取り扱うことができる、とする取り扱い規則を定めています。

5. 個人情報主体の権利

個人情報保護法では、個人情報主体は、その個人情報の取り扱いについて、知る権利、決定権、制限または拒絶する権利、その個人情報を閲覧・複製する権利、個人情報取り扱い者に対し個人情報の更正・補充を請求する権利、個人情報取り扱い者に対しその個人情報取り扱い規則について説明するよう請求する権利、および個人情報を削除するよう請求する権利を享受します。第 45 条では、個人情報主体のデータポータビリティ権について定めています。

また、個人情報保護法第 49 条では、死者の個人情報に関する権利・利益について定めています。自然人が死亡した場合、死者が生前に別段の手配をしていた場合を除き、「その近親者は、自身の合法的で正当な利益のために、死者の関連個人情報について、閲覧、複製、更正、削除等の権利を行使することができる」としています。

6. 個人情報の越境提供に関する規則について体系的に規定

(1) 個人情報越境提供の事由（第 38 条、第 40 条）

重要情報インフラ運営者および取り扱う個人情報が国家インターネット情報機関の定める数量に達した個人情報取り扱い者は、中国国内で収集および発生した個人情報を中国国内において保管しなければなりません。個人情報の越境提供を行う必要がある場合には、国家インターネット情報機関による安全評価を受け、これに合格しなければなりません。上記以外の個人情報取り扱い者が個人情報の越境提供を行う場合には、下表に掲げる要件のうち 1 つを満たす必要があります。

¹ 第 2 号から第 7 号の事由として、労働規則制度若しくは労働協約に従った人的資源管理の実施に必要不可欠なとき、法定の職責または義務の履行に必要不可欠なときなどが規定されている。

根拠	具体的な内容
国家インターネット情報機関による安全評価	国家インターネット情報機関による安全評価に合格する。
専門機関による認証	国家インターネット情報機関の規定に従い、専門機関による個人情報保護の認証を受ける。
標準契約	国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い、国外の移転先と契約を締結し、両当事者の権利および義務を取決める。
国際条約、協定	中華人民共和国が締結し、または参加する国際条約、協定に基づき、国外に提供する。
その他の条件	法律、法規または国家インターネット情報機関の定めるその他の要件。

(2) 個人情報の越境提供についての告知および同意（第 39 条）

企業が国外へ個人情報を提供する場合には、国外の移転先の名称または氏名、連絡先、取り扱い目的、取り扱い方法、個人情報の種類、並びに個人が国外移転先に対し権利を行使する方法および手続等の事項を個人に告知し、かつ、個人の個別の同意を取得しなければなりません。

(3) 国外移転先における同等の保護を保障する措置の実施（第 38 条）

企業は、必要な措置を講じて、国外の移転先による個人情報を取り扱う活動が個人情報保護法に定める個人情報保護基準に達することを保障しなければなりません。

また、個人情報保護法第 41 条では、個人情報取り扱い者が外国の司法または法執行機関に対し、中国の主管機関の認可を経ることなく中国国内に保管する個人情報を提供することを禁じています。

7. 重い罰則

個人情報保護法第 66 条および 67 条の規定によると、違法な個人情報取り扱いを行った場合、または同法に定める個人情報の取り扱いに必要な個人情報保護義務を履行しない場合、情状に基づき、次の処罰を受ける可能性があります。

(1) 是正を命じられ、警告が行われ、違法所得を没収される。

(2) 違法な個人情報取扱を行ったアプリケーションプログラムについて、サービス提供の一時停止または終了を命じられる。

(3) 是正しない場合、100 万元以下の過料が併科される。情状が重大な場合には、5,000 万元以下または前年度の売上高の 5%以下の過料が併科される。

(4) 関連業務の一時停止または営業停止を命じられる。関係主管機関に関連事業許可を取消し、または営業許可証を取消すよう通告される。

(5) 直接責任を負う主管人員およびその他直接責任者については、10 万元以上 100 万

元以下の過料が科され、かつ、一定の期間内において関連企業の董事、監事、高級管理職および個人情報保護責任者に就任することを禁止する決定がなされる。

(6) 関連法律、行政法規の規定により、信用档案に掲載され、かつ公示される。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210070>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp